

議会議案第1号

危険ドラッグの根絶に向けた迅速な対策を求める意見書

昨今、危険ドラッグが原因と思われる交通事故が頻発している。危険ドラッグは使用者自らの生命に影響を及ぼすとともに、吸引しての運転は、時に通行者を巻き込む大惨事にもつながりかねず、現実問題として尊い命が犠牲となっている。

国では、危険ドラッグに含まれる成分のうち、幻覚等の作用を有し、使用した場合に健康被害が発生するおそれのある物質を薬事法に基づく指定薬物に指定し、更に成分構造が類似した物質を包括指定するなどして、これまで1,400の物質を規制の対象としてきた。

また、薬事法の改正等により、指定薬物を麻薬取締官の取り締まりの対象とすることや指定薬物の輸入、製造、販売等に加え、所持、使用、購入等も禁止すること等により、危険ドラッグに対する取り締まりや規制の強化を行っている。

しかしながら、危険ドラッグに対する規制の強化に対し、販売する側は化学構造を変化させることなどで法規制をすり抜けることを繰り返しており、インターネットでの販売もあり、薬事法による規制が追いついていないのが実態である。

このように新たな危険ドラッグが出回る要因として、指定薬物に指定するまでの手続に時間を要すること等が挙げられる。

よって、国におかれては、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化し、下記事項について早急に対応するよう、強く要望する。

記

- 1 指定薬物の指定を迅速化するため、成分検査等にかかる人員・資機材の拡充の措置を講ずること。
- 2 包括指定の効果的な運用を図り、新たな薬物の出現を防止する措置を講ずること。
- 3 インターネットを含む国内外の製造・販売・流通等に関する実態調査及び取締態勢の充実を図ること。
- 4 特に青少年や若者の乱用を防ぐため、薬物乱用防止教育の徹底を含む未然防止策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月9日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
国家公安委員会委員長
内閣官房長官

あて

議会議案第2号

半島振興法の延長及び充実を求める意見書

半島地域は、地理的制約により、産業基盤や生活環境の整備等の面で、他の地域と比較して低位にあり、人口の減少、高齢化の進行など様々な問題を抱えている。

さらに、三方を海に囲まれ、急峻な傾斜地が多く、その地理的要因から、風水害や土砂災害、地震・津波等の災害により陸の孤島となる地域が存在するなど災害に対して脆弱である。

一方、半島地域は豊かな自然と独自の歴史・文化の存在という優位性を持ち、食糧の安定的な供給、国土や自然環境の保全など国民の利益を増進する重要な役割を担っている。

このような半島地域の総合的な対策を実施するため、昭和60年に半島振興法が制定され、2度の延長、改正を経て、半島振興の施策充実が図られてきた。

しかしながら、半島地域では、依然として人口減少や高齢化の進行が顕著であり、若年世代の人口流出防止・定住促進対策が喫緊の課題となっている。

よって、国におかれては、半島地域の住民の更なる生活の向上と国土の均衡ある発展を図り、地域の活力をより一層高めていくため、平成27年3月末に期限を迎える半島振興法の延長及び充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月1日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
地方創生担当大臣
内閣官房長官

あて

議会議案第3号

奨学金制度の充実を求める意見書

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度は、経済的理由により修学に困難がある大学生等を対象とした国が行う貸与型の奨学金で、無利息の第一種奨学金と年3%を上限とする利息付の第二種奨学金がある。平成24年度の貸付実績は、第一種が約40万2,000人、第二種が約91万7,000人となっている。

しかしながら、近年、第一種、第二種とも、貸与者及び貸与金額が増加する中、長引く不況や就職難などから、大学を卒業しても奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しており、平成24年度の返還滞納者数は約33万4,000人、期限を過ぎた未返還額は過去最高の約925億円となっている。

同機構は、返還が困難な場合の救済手段として、返還期限の猶予、返還免除、減額返還などの制度を設け、平成24年度からは無利息の第一種のみ「所得連動型無利子奨学金制度」を導入している。さらに、平成26年度からは延滞金の賦課率の引き下げを実施している。しかしながら、これらの救済制度は要件が厳しく、通常の返還期限猶予期間の上限が10年間であるなど、様々な制限があることに対して問題点が指摘されている。

よって、国におかれては、意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況にかかわらず、安心して学業に専念できる環境を作るため、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 高校生を対象とした給付型奨学金制度は拡充を行い、大学生などを対象とした給付型奨学金制度を早期に創設すること。
- 2 オーストラリアで実施されているような収入が一定額を超えた場合に、所得額に応じた返還額を課税システムを通じて返還ができる所得連動返還型の奨学金制度を創設すること。
- 3 授業料減免を充実させるとともに無利子奨学金をより一層充実させること。
- 4 海外留学を希望する若者への経済的支援を充実させるため、官民が協力した海外留学支援を着実に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月1日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	
内閣官房長官	

産後ケア体制の支援強化を求める意見書

子育て支援は、国や各自治体の取り組みにより、妊娠・出産・育児と切れ目のない支援策が講じられてきたが、現在、大きな議題になっているのが出産前と直後の対応である。特に、妊娠中からの切れ目のない継続的な支援が必要である。

出産により女性の心身には大きな負担が生じる。特に出産直後から1カ月間は、身体的な負荷に加えて、急激なホルモンバランスの変化で、精神的に不安定になる傾向が強く、十分な休養とサポートが必要である。

近年、晩婚・晩産により女性の出産年齢が年々高くなってきている。出産する女性の親の年齢も高齢化しており、十分な手助けを受けられない状況がある。また、核家族化が進み、地域との交流も希薄化している中で、不安を抱えたまま母親としての育児がスタートするケースが多くなっている。

良好な母子の愛着形成を促進する上で、出産直後の1カ月間が最も大事な時期であり、更には産後早期の親子関係が虐待や育児放棄の予防・早期発見などの役割も果たすといわれている。したがって、出産直後の母親への精神的・身体的なサポートは欠かせないものとなってきている。

国は平成26年度の予算に、これまで支援が届かなかった出産後の女性の心身をサポートする「妊娠・出産包括支援モデル事業」を計上した。少子化対策を進めるに当たって「産後ケア対策」は喫緊の課題であり、早急に確立する必要がある。

よって、国におかれては、下記の事項の実現を強く要望する。

記

- 1 「妊娠・出産包括支援モデル事業」を着実に実施すること。その上で、本事業の成果を速やかに検証し、全国の自治体で円滑に産前・産後の支援、特に産後ケアを提供できる体制を構築すること。
 - 2 モデル事業の展開に当たっては、経済的な理由により、産後ケアが受けられないことがないように、利用者負担軽減策を同時に実施すること。
 - 3 単なる家事支援ではなく、出産後の母子の心と体の適切なケアが提供できるよう、産後ケアを担う人材育成を目的とした研修を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月1日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

あて

議会議案第5号

軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書

軽度外傷性脳損傷は、転倒や転落、交通事故、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する疾病である。

その主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を始め、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂いや味がわからなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など、複雑かつ多様である。

しかしながら、軽度外傷性脳損傷は、受傷者本人から様々な自覚症状が示されているにもかかわらず、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労働者災害補償保険（労災）や自動車損害賠償責任保険の補償対象にならないケースが多く、働くことができない場合には、経済的に追い込まれ、生活に窮することもあるのが現状である。さらに、本人や家族、周囲の人たちも、この疾病を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しむ状況も見受けられる。

世界保健機関（WHO）においては、外傷性脳損傷の定義の明確化を図った上で、その予防措置の確立を提唱しており、我が国においてもその対策が求められるところである。

よって、国におかれては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 軽度外傷性脳損傷（MTBI）について、国民を始め、教育機関等に対し、広く周知を図ること。
 - 2 画像所見が認められない高次脳機能障害の労災認定に当たっては、厚生労働省に報告することとされているが、事例の集中的検討を進め、医学的知見に基づき、適切に認定が行われるよう、取り組みを進めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月1日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
文部科学大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書

低迷していた日本経済が今再び力を取り戻しつつある中で、政府は、更なる日本の前進に向けて、新たな成長戦略を発表するなど積極的な姿勢で取り組んでいる。

長年の課題であった少子高齢化に終止符を打ち、懸念される人口急減社会への道を断つため、合計特殊出生率の向上や子育て支援策の拡充、ワークライフバランスの推進に全力で取り組むときにきている。しかも、東京への一極集中や、地方経済の衰退による地域の活力低下に対し、新たな雇用の場の創出や、新たな魅力の創造、あらゆる機能の集約化を図り、地方の活性化を急速に進めることが広く国民の利益に資することは明らかである。

よって、国におかれては、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 立法、司法、行政を始め、経済・金融や研究・学術の機関などを全国の地方都市に分散させること。
- 2 地方において中核的な機能を担うことのできる都市については、その地方の発展を支えるとともに、国内全体の推進力として力を発揮できる体制を構築するために、様々な権限の委譲を含め、行政上の機能を一層充実させるとともに、地域活性化のプラットフォームとして集中的な投資を行うこと。
- 3 人口増加を目指す定住圏等において、新たな雇用の場を創出し、若い世代が暮らしやすく、子育てしやすい環境づくりに取り組めるよう、地域再生に高い効果が期待される事業について、地域の使いやすさを重視した再編や拡充を行うこと。
- 4 首都圏から全国へ、大都市から地方への人の流れを生み出せるよう、Uターン・Iターンの促進や「地域おこし協力隊」、「新・田舎で働き隊！」の事業推進、都市高齢者の地方への移住を容易にする支援措置等に取り組むこと。
- 5 地方における企業誘致や起業を促進するために必要な財政上、税制上の措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月1日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		
文部科学大臣		
厚生労働大臣		
農林水産大臣		
経済産業大臣		
地方創生担当大臣		
内閣官房長官		